

平成 28 年度第 2 回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	平成 28 年 (2016 年) 8 月 25 日 (木) 午前 10 時から午後 12 時 20 分まで
開催場所	あいこうか市民ホール 練習室 3
出席委員	真山達志会長 西村泰雄副会長 安達みのり委員 田中美代子委員 小松多喜子委員 上山清美委員 奥野麻美子委員 古谷兼一委員 増田福永委員 藤井貞子委員 田村幸代委員 辻本仁士委員 清水達久委員 立岡勇一委員 【14 名出席】
事務局	市民環境部 保井部長 藤村次長 人権推進課 地平課長 廣岡参事 松下課長補佐 森地係長
会議次第	1. あいさつ 2. 協議事項 (1) 甲賀市人権に関する総合計画について ①視点 (案) について ②第 2 章 人権に関する現状と課題 3. 人権に関する計画の取組状況 (案) について ③第 2 章 人権に関する現状と課題 4. 今後の人権施策の課題 (案) について ④第 3 章 人権施策の展開方向 3. 具体的な取組 (4) 分野別施策の推進 (案) について 3. その他 (1) 次回審議会の開催時期について 4. 閉会
会議資料	資料 1 : 甲賀市人権に関する総合計画の視点 (案) 資料 2 : 第 2 章 人権に関する現状と課題 3. 人権に関する計画の取組状況 (案) 資料 3 : 第 2 章 人権に関する現状と課題 4. 今後の人権施策の課題 (案) 資料 4 : 第 3 章 人権施策の展開方向 3. 具体的な取組 (4) 分野別施策の推進 (案)
会議内容	開会 甲賀市市民憲章唱和 1. あいさつ 真山会長 あいさつ 2. 協議事項 (1) 甲賀市人権に関する総合計画について ①視点 (案) について 会 長 : 事務局より説明願います。 事務局 : 会議資料 1 により説明 会 長 : 前回から修正した部分を中心にご検討いただきたい。前回、教育や啓 発ということは前面に出ているが、救済等を含めた具体的な取組、施 策の取組が視点の中で十分表現できていないとご指摘もあったので、 そこを明確に方向性として出している。用語は説明があったように、

「問題」と「課題」は日常的にはあまり区別することはないが、計画でははっきり区別したほうがよい。計画を作るにあたり、まずどういう問題があるかを確認し、それに対してどのような解決の仕方をするのか、どういう取組をするのかが課題である。そういう使い分けをすると、前回人権課題と表現していた部分のかなりどころが、現在ある問題のことを言っているので、下線のところを「人権問題」と言葉を変えている。計画や施策を考える時に、問題認識と、それをどう解決していくのかは、関連はしているが別だと思う。問題を100%解決できると考えるのか、とりあえず50%まで解決すると考えるのかで取組が変わってくる。例えば、優先順位が高い問題なので、最初に100%解決すると決めれば、それがまさに「課題」になる。しかし重要性は低いので、他の問題を先に扱い、当面はこの問題は取組しないという場合には「課題」にはならない。計画として何をどこまで取り組むのかを決める時には、「課題」という概念が非常に重要になってくるので言葉遣いを変更してある。前回のご意見も、ある程度反映できていると思うが意見をお願いしたい。

委員：今の「課題」と「問題」だが、法務省では全て「課題」として捉えている。それとの関連はどうか。「課題」の中で、同和については「問題」という捉え方をしているがどう理解すればいいか教えて欲しい。もう1つは4番、5番だが、「相談・救済・啓発」というのは、人権の中では3点セットのような捉え方をしている。4番では「相談・救済」が充実させるため取り組む計画と表現しているが、5番では「啓発」がある。どのように考えているのか。また、「総合的に取り組む計画」と、「充実に取り組む計画」の違いはどこにあるのか。

会長：1点目の法務省の使い方との関連だが、法務省、国・地方含めて「問題」と「課題」の区別を明確に使い分けているところはないと言ってもいいと思う。法務省に合わせる必要は全くないという認識を持っている。「問題」と「課題」を使い分けたことによって、法務省が言っていることと整合が取れなくなるとか、何か対立等が起こることはないと思う。

事務局：視点として5点まとめた中で、5番が1～4番までを包括的に受け止めている。「啓発」は、「人権教育と啓発」というワンパックになると思う。その項目については、視点の2番「みんなで学び取り組む計画」というところになる。4番は「相談・救済・自立支援」という、実際に行政から働きかけていく部分だと思っている。5番の「人権教育・啓発」の次の「施策」の部分を受けるのが4番という考え方である。この5番については「教育・啓発、施策」を総合的に取り組むということで、今回の計画については現状の人権の3つの計画を統合的に作るという考え方が根本にあるので「啓発」については3番に、施策面の充実を4番で、そこを含めて5番でそれら全てを総合的に取り組んでいくための計画であると整理をしている。

委員：「充実に取り組む」ということと、総合的に施策として取り組んでいくということが、一緒になってしまっている。もう少しまとめ方があるのではないか。

事務局：5番の流れでは、今の意見のような分かり難さがあるので、その下の説明文で教育・啓発の部分と施策の部分を総合的に取り組むという書き方をしている。

委員：「自立支援」が4番にあがっていて、5番にも「自立支援につながる施策」とある。それも、もう少しまとめ方があるのではないか。

- 事務局：人権総合計画、同和対策基本計画、人権教育推進計画を1本にするという考えから5番は、全体の締めとして表している。そういう部分がないければ、4番まででも成立すると思う。前回ご指摘いただいたのは、施策面が分かり難いということだったので、あえて相談や救済や自立支援の充実の部分としての施策を、4番目に持ってきている。
- 会長：言葉の使い方の問題かもしれないが、4番にある「相談・救済・自立支援」が施策という捉え方である。「人権教育・啓発」は、施策ではないと区別している。甲賀市として人権教育や啓発をすれば、施策になる。そこで使い分けをすると、分かり難いかもしれない。
- 委員：施策というのは、市としてこういうことをやっていくということを表に出すものだと思う。
- 事務局：例えば、所得制限を設けた中で福祉施策を展開していくとか、障がい者のための制度を充実していくというのは施策である。教育・啓発は、個別的・普遍的な話を踏まえた上で、皆がこういうところに思いをはせないといけない、思いやりがある生き方や言動をしないといけないということを市民に発信していくことで、この発信していくことも大きな施策の一つである。
- 会長：人権教育・啓発の最初のところで言いたいのは、市がやることだけでなく、地域や市民が主体的にやっていることというイメージのほうが強い。市民や地域の取組と、市が行う施策を総合的に見ている計画だと言いたいということだと思う。
- 事務局：市が施策を行う、或いは啓発を事業所に行うことによって、事業所による、例えば、育休制度の充実等にも波及させていきたい。事業所に対する啓発は市の施策だが、それを受けて事業所が色々な制度を充実させることは、区分けしたほうが分かり易いかもしれない。
- 委員：随分、私の意見をくみ取っていただいているが、前回私が思っていたのは、どちらかと言うと部局の関係になるかと思う。例えば、法務局の関係は総務で、厚労省関係は福祉関係に入るし、文科省関係は教育委員会という、縦割り行政になる。教育というのは問題提起するだけであとは他人に任せるという部分が色濃いので、強制力は全くないと思っている。他の市町部局の施策という部分を、明確に色濃く出して欲しいという意味で発言した。施策を全面に押し出すということは、市行政がどういうスタンスなのかを問われるので、それをもう少し出して欲しいというのが私の意見である。
- 委員：1～4番までの説明文として5番があるという捉え方が分かり易いと思う。5番を頭に持っていく、視点は4番まででいいのではないか。
- 会長：確かに5番は、まとめの説明みたいな性格を持っている文章というのはご指摘の通りである。「啓発・相談・救済」等、従来から人権で必ず施策としてやっていたものであるが、4番では啓発は施策から外れている。市の施策としてする「啓発」もあるし、市が特に関わらないで市民レベルで行われているものもあるということだと思う。4番は、市として施策を部局横断的に総合的にやるということだけを主張する項目にして、そこには教育も啓発も入れていいのではないか。少なくとも「啓発・相談・救済、自立支援に関する施策を総合的に取り組む計画」等、市として施策を総合的に取り組むことを言う項目にして、5番は市民や地域、企業、事業者もこういう考え方でやって欲しいという総合的な計画であることを説明するというふうに役割を明確に分けてはどうか。
- 事務局：改めて見ると、オープニングの文章がないので混乱してくると思う。

一番上に「甲賀市人権に関する総合的な視点」とあり、その説明として5番の文章を入れて、その下に1～4番の視点という構成に修正することでどうか。

会 長：今のご提案のような修正はどうか。意見を反映した修正になると思う。5番の内容をほぼ踏襲する形で、冒頭のリード文とし、1～4番を項目として残す。4番については、どこか特定の部局だけでなく、横断的・総合的にするというのをもう少し表現できると尚良いと思う。そこには当然、行政として或いは市役所としてやるということを含めるとすれば、教育・啓発も入らないといけない。今のような趣旨で修正を加え、次回確認いただくことでよろしいか。

②第2章 人権に関する現状と課題

3. 人権に関する計画の取組状況（案）について

会 長：事務局より説明願います。

事務局：会議資料2により説明。

会 長：質問や意見はありますか。

委 員：同和問題の（2）「地域住民の自立と自己実現を達成するための取組」の最後のところに「また、地域から要望があった場合は、市民の自由な意思を尊重し、教育集会所を閉館しました。」とある。確かに地域住民の自立と自己実現を達成するための取組として、そういう方向性は考えられるが、例えばどういう経緯で話し合いが持たれ、閉館になったのか。十分な話し合いや道筋を経てなされていくのが本来の姿だと思う。文章でそこまで記述するのは難しいが、どういう手順を踏んで閉館に進んだのか共通理解したいので、説明いただきたい。

事務局：今、地域総合センターの中で一部閉館している施設については、地元からの要望等に基づき協議し、その中で今までやってきた事業等をどのように今後やっていくのかを話し合い、課題、方向性を見出した中で閉館している。

委 員：その擦り合わせについては、この中で表現する必要はないと思うが、十分な論議がなされた中で進められたのか。

事務局：閉館してきた施設が所在する地域においては、その施設を今後どうしていくのか十分な議論がされてきたと承知している。何年にもわたってご要望をいただき、何年か後にやっと応えられるところもあった。地域総合センターにおいては、地元の要望は一番に尊重すべきことと考えている。全ての方が100%同じ方向の意見かどうか確認することはできないが、総意として決めていただいたことについては尊重して、できる限り対応していく。そういうご要望をいただいた施設について、逆に存続して欲しいと要望することはない。

委 員：説明ではよく分かった。文言が残るが故に書きづらい面もあると思うが、もう少し理解しやすい表現を付け加えることはできないか。ある程度、納得できるような、丁寧な説明があってもいいという感じがした。

委 員：それに関連して、（3）に「地域総合センターでは、誰もが利用できる開かれたコミュニティセンターとして～」と書かれてある。地域総合センターは、問題解決の拠点として様々な人達がそこに集い学び、色々なことを展開していく中で問題を解決していこうということのできたセンターだと思っている。コミュニティセンターは対象地域だけの活動を捉えるのではなく、色々な人達が使うのであれば、もっと多くの人達の意見を聞くべきであったと思う。今後その地域の人達がも

う一度作って欲しいと言えどどうなるのか。行政としてどういう方向性にあるのか、ここに書く必要はないが持っておかないと、曖昧な捉え方になってしまう。

会 長：5ページの(3)の前の2行について、閉館に関わる実態をもう少し分かるようにできないかというご意見である。何か工夫の余地はあるのか。

事務局：考えてみたい。昭和44年から始まった色々な対策事業の中で、劣悪な生活環境等を改善していく必要があった。その中で拠点として人権意識の向上を図っていくための施設だったが、法律が経過措置も踏まえた上で廃止になった。事業をすることが、却って解決できることを阻害している面もあるのではないかと、ということも言われている。地域によって考え方が違う。

委 員：こういう施設があるから、住宅があるから、それを進めていくのに障害になるという考え方自体が間違えていると思うが、そこをもっと啓発していく中で、今後の人権に向けての拠点として発展しながら取り組んでいける施設であって欲しいと思う。ここを拠点にしながら、人権文化が開けていくべきだろうと思う。そういう意味では、一般施策の中でどんどん発展的に利用していくべきだと思う。この2行だけでは、色々な受け止め方をされる。誤解を招いてもいけないので、もう少し納得がいくような表現にして欲しい。

委 員：市として閉館するにあたって、その受け皿をきちんと示されていると思う。例えば、公民館や市民センターが代替するという事は、表に出して欲しい。それと今日まで取り組んできた事業も残すべきと思うものについては市として取り組んでいくと思うので、もう少し訴えて欲しい。

事務局：色々キャッチボールした中で、形や場所を変えて引き継いでやっている。或いはそういうことも踏まえた上で一般施策で充実させている。

委 員：例えば、市民センターで色々な人権についての相談を受けている等、将来も残したい事業については一般施策の中で取り組んでいくということを書き出したほうがいいのではないかと。

委 員：一般施策として色々な場所で充実させることは大事だが、それであれば教育集会所等は残しておけばいい話である。それをすり替えるような形になってもいけない。しかし、あえて文言で「閉館しました」だけでは誤解を招く。

事務局：市は存続させるところは存続させている。それは基本的なスタンスである。しかし、地域には地域の事情がある。このままではなく、もう少し表現を工夫したいと思う。

委 員：地域の要望と言われるが、ごく一部の地域の意見をクローズアップして、地域の要望だからなくしていったほうが良いという方向では、だめだと思う。その辺でどんな論議がなされて、どういう擦り合わせで今日に至っているのか聞きたい。

事務局：地域では確実に総意をもってまとめて、要望書をいただいている。ある一部の方だけがおっしゃったことが要望となったというご意見は、違うということをお知らせしておきたい。地域のご要望に応じるというのは、この施設は地域で受け入れていただいて作ってきたものであり、今は法律が変わり、地域コミュニティセンター等が変わってきてはいるが、始まりはそういう施設だということは皆さんご存知かと思う。教育集会所等を辞めて欲しいというご意向については、行政としてお応えすべきと考えている。色々なご意見はあるが、最終的にはそこに

- お住まいの方々のご意見を一番に尊重することが大事だと思う。
- 会 長：今の部分については、いただいたご意見を参考に表現等を見直して、次回にご確認いただくこととしたい。
- 委 員：3番の「教育・啓発の充実」の中に「また、市民との協働により人権尊重のまちづくりを推進するため～」と、ネットワーク事業について書いてある。この4行については、5番に入れることがふさわしいのではないか。自分達の取組や実践を内省する時に自己批判することが多い。これで達成できたと満足することは少ない。そうすると、問題分析が甘いのではないか。女性の問題については男女共同参画のことが書いてあるが、救済ではなく、女性・子ども・高齢者は全て庇護の対象とした側面で書かれているような気がする。むしろポジティブアクションとして、女性に対しては地位向上に取り組まないといけませんが、それを分析をしていないと感じる。例えば、行政職の課長や部長は何%以上に企業に先駆けてするとか、議員は何%にする等の取組に対してはどうだったのか、反省されていない。子どもの人権については、いじめのことができていないということをもう少し厳しく書いてもいいのではないか。高齢者についても、限界集落に対してどういう施策をしてきたのかということ、総合行政の部分で言えるのではないか。そういう側面の分析が、必要ではないのか。
- 事務局：まず1点目、2ページのネットワークについてだが、できれば人権教育啓発という活動もこういうネットワークの中でやっていきたい。もう1点は、自己内省的な部分の整理が必要ではないかというご指摘だが、次の今後の人権施策の課題のところ、甲賀市としての現在の取組と課題について整理している。
- 委 員：先ほど女性について、もっとポジティブなところがあってもいいのではないかというお話しだったが、女性の働き方として自分で起業したいお母さん達は非常に多いと思う。市でも今年度からそういうお母さん達を支援する起業セミナー等を実施されている。そういうことも入れてはどうか。
- 会 長：取組として既にあるものなので、いわゆる人権施策という枠ではないが、女性の活躍の場を広げるための取組という意味では、是非検討していただきたい。
- 委 員：そういう意味では、生活支援事業で、生活困窮者の支援や子ども食堂をしていただいているので、それは書いていいと思う。ただ私が思っているのは、どうしてもこれは行政でないとできないが、本来ならば条例として制定してもいいと思う。しびりが無いのはとてもだめだと思う。ポジティブアクションは、法律によって救済することができて初めて、障がい者の地位が上がってくる。女性に対する男女雇用機会均等法はあるが、対等になること自体が目標となっていること自体、その法律はどうかと思う。そのあたりに関わる取組は、市として総合行政の中ですべき一番のことである。そのスタンスはどうか。
- 事務局：まさしく今おっしゃったことが、今後の議論や施策に繋がっていくところだと思っている。今資料でご確認いただいているのは、市として今までこういうことをやってきたということである。先ほど意見のあった女性の活躍支援等は、新たに盛り込んでいくところだと思う。甲賀市では男女共同参画推進条例がないのが現状である。甲賀市としての女性活躍の法がないという視点でのしびりが必要ではないかというところを、次の施策面でご提案いただいて、それを具体化していく。この計画自体が市としての総合的な人権を担うものであれば、男女共

同参画の視点は人権推進課が担っているところだが、例えば高齢者や子ども等の各所管が、この総合計画に基づいて新たな次の一手を打つための一つの提言、提案に繋がっていくと思っている。庁内では推進本部を設けており、各所管が実施する施策・事業に確実に反映されていく。部局をまたいで必要な視点について、この場でご検討いただき、施策としてのせることができれば、今後の甲賀市の様々な施策・事業ができていくと思っている。次の段階のご意見もいただいているので、そちらにも反映したいと思う。

会長：2章の3のところは、これまでの取組を紹介するという性格なので、評価や実績の確認等は入っていないという前提の節であるということでご理解をいただき、評価と今後の課題については次のところで検討することにしたい。

委員：4の「障がいのある人」の5行と8行目が「～行いました」となっているが、これで終わりなのかという捉え方になる。3の高齢者は、最後の行で「～行っています」になっている。どう使い分けをしているのか。また、4の真ん中あたり「「ここあいパスポート」の利用を促進し、保護者、保育園・～」とあるが、「相談支援が途切れることがないように、保護者、保育園・幼稚園、学校を通じて支援機関が連携し」というところを出して欲しい。「ここあいパスポート」はツールなので、その後に「「ここあいパスポート」の利用を促進し、子どもの育ちの記録を支援に繋げていきます」としたほうがいいのではないか。「ここあいパスポート」があれば、全て支援が整っていると聞こえる。

委員：企業・事業所は入れなくていいのか。

委員：入れて欲しい。それと「障がい者用トイレ、スロープやエレベーターの設置等を順次行いました」とあるが、点字ブロックは全然整備が進んでいない。そういう要望はあるのか。駅周辺はあるのかもしれないが、例えば遊歩道等は整備されていない。ニーズに合っているのか。

事務局：文末の「行いました」という表現は、「行ってます」に修正したい。発達支援システムの考え方は、昨年度一定固まって、今年はまた別の視点のシステム作りをしている。甲賀市は国に先行して動いている。「ここあいパスポート」の文言は修正したい。点字ブロックについては、開発や施設の整備関係の許認可では一定必要な施設には付けるようになっていると思う。既に作ったものが車や人通りが多くて削れている状況があるようである。そういうことも含めて、制度的に押さえられる部分と任意でやっていく部分、また行政として施設をつくるにあたって押さえるべきところを確認していく中で、展開に結び付けたいと思っており、「～設置等」の「等」に入っているところである。

委員：2「子ども」のところで「～しなやかで・心豊かに・たくましく育つ～」となっているが、「しなやかで」は弾力があり、一度は受け入れてそれをまた展開する力というつもりで、この言葉を使っていると思う。例えばこれは「伸びやか」になれば、ニュアンスが違ってくると思った。それと、子どもの権利条約が出てから、すごく子どものほうに目を向けられている。先ほど子ども食堂の話が出たが、女性の就労が増えてきただけに、そういうことに重きを置いて取り組んでいるということを加えてもらえると有り難い。

事務局：「～しなやかで・心豊かに・たくましく育つ～」については、子ども応援団の支援事業計画を策定する時に色々議論があった。結果的には、これが1つのスローガンとして掲載されている。子ども食堂について

は、それだけでなく学力の補充とセットでボランティアの学生にも参画していただき、27年度からは拡大して市内3か所で実施している。そういうことも合わせてお伝えできればと考えている。

会 長：今の「～しなやかで・心豊かに・たくましく育つ～」は、既に使われている表現をそのまま持ってきたのか。

事務局：そうである。

会 長：それなら、鍵括弧に入れてはどうか。

委 員：障害者差別解消法は、ヘイトスピーチの現状に対する防止のための法律でもあるので、特に6番目の外国人のところの文言に、将来的なことを考えて入れてもらえれば有り難い。

事務局：ここは本市としてやってきていることなので、次の課題になる。

委 員：6番で止まっているが、それ以外もやっていると思う。やっている部分も書いたほうがいいのではないか。

事務局：「その他」という表現が良いのかどうか分からないが、新たな人権課題に対する取組についても、まとめる形で入れたいと思う。

委 員：これから出てくる今後の施策の課題には「～の人権」と書いてあるが、あえてこの資料は「人権」を外しているのか。

事務局：次の資料3のほうが分かり易いので、資料2についても合わせたい。

会 長：いただいたご意見はできるだけ反映できるように修正し、改めてご確認いただきたい。

③第2章 人権に関する現状と課題

4. 今後の人権施策の課題（案）について

会 長：事務局より説明願いたい。

事務局：会議資料3により説明

会 長：本日は11時30分までの予定だったが、既に過ぎている。予定ではもう1点協議事項が残っているが、④については次回改めてご検討いただきたい。質問や意見はありますか。

委 員：同和問題の最後のところに「また、地域総合センターについては、住民交流や子どもの学習支援、人権尊重のまちづくりの拠点として役割を果たすことが必要となっております」と書いている。資料2はこのあたりを十分踏まえた上での表現にしてもらわないと整合性がない。

会 長：先ほどの追加修正のところは、今のご意見を参考にして欲しい。

委 員：1ページ「女性の人権」の本文の2行目「男女平等の原則が確立されています」とあるが、「～確立されつつあります」ぐらいがいいのではないか。まだまだ課題があると思うので、ご検討いただきたい。

委 員：課題の分析までは書くことはないのか。

事務局：深堀感だが、例えば、先ほどから出ている子ども達の学習支援や子ども子育て支援施策等、それぞれの施策があり、そういう中での深堀もあるが、掘り下げていくとボリューム感があると思っている。一定の課題として認識した中で、次の分野別なりの施策の中に反映させたい。現実問題として、そこの深堀感は難しい。

委 員：どうしてかと言うと、学校現場にいと子どもの後ろに見えるのは、どうしても女性の問題がある。子どもの貧困イコール単身家庭であったり、場合によってはDVのある家庭が多く見られる。女性の人権と子どもの人権で一番救済しないといけないポイントはそこにある。障がい者である前に一人の子どもだが、閉塞的な環境で子育てされているお母さんが多い。そういう中で、18年と27年では女性の意識が後退している。「反映されていると思うか」に対して、男性も女性も

総じて減退している。これは、諦めしかあり得ない。これだけ法律で制定されているのに何故かという分析が必要だと思った。閉塞感の中で諦めが生じてしまっていると感じとれるグラフである。

事務局：当課では男女共同参画もやっている。その中で、女性の立場と言うか見方からした時に、例えば、区の役等を男女共同参画だからやって欲しいと言った時、逆に断られると聞く。そういう意味では、意識的なものを改革しないとイケない。機会均等と実際の参画の均等では、またレベルが変わってくると思う。ここを深堀すると、どうしていくのかすごく悩ましい。課題として押さえていきながら、次の施策に結び付けていければいいと考えている。

委員：このグラフは、すごい表だと思っている。私達の事業の中で、起業したいお母さん達を支援する「学び塾」というのをやっている。ポジティブに勉強会とか、実際に起業された方のお話を聞く会だが、厳しい現状がたくさんあるようである。起業したいと思っても、家族の反対にあうという現実をよく聞く。保育園で預かってもらえない等、色々な厳しい現状に涙されるお母さん達が非常に多い。世の中では男女平等にというふうに進んでいるが、現状はそうではない。行政に何か求めるといっても、現状がこの表に現れていると思う。女性の働き方は色々あり、フルタイムやパートで就労される方、起業している方、したい方などがある。環境整備を行いますと書いてあったが、保育園に預けられないという側面もあると思う。

事務局：今、国に基づいて基準が随分緩和されていると思う。制度が動いているのに、現場が知らないということ避けるために、今年から子育てコンシェルジュを置くなどしている。ただニーズとまだ合っていないところが課題だと思う。今回施策を作っていく上で、次のステップとして入れ込むところでもあるし、行政の課題として関係課に指示をしていきたい。

会長：様々な現状を書いて、それぞれ分析して背景の理由を書くと、それだけで大論文になる。どこまでやるのは非常に難しいところである。逆にあまり軽いとイケない。そのバランスが難しい。

事務局：3ページの18年と27年の調査で「反映されている」という意見が減っていることについて、この10年の間で現実に反映されにくくなったのか、それとも反映されている状況の判定基準が上がったのか、判断が難しい。

委員：他は実数で、ここだけが意識である。意識が下がったことをここに載せていいのかと逆に思った。

委員：ある所に「女性の一人歩きは慎みましょう」という看板が3年も4年もまだ立ったままになっている。それに対してどんな意識を皆は持っているのかという気もする。差別をする側の立場、偏見をもつ側の立場もしっかりしておかないと、問題を分析する、或いは今後施策を推進していく側にとっても、非常に大事なところだと思う。意識がまだまだ到達していない反面、意識が到達したが故にこういう意識調査の結果が出てきたのかとも思う。

会長：まさに3ページの意識の部分については、アンケートではよくこういうことを聞く。毎回同じ質問項目をあげているので経年変化を見るが、意識についてはご指摘があったように判断基準が時代とともに変わるので、同じ質問をしても単純に比較できない。社会調査法の中でよく問題になるところでもある。そういうこともあるので、このグラフをどう読み取るかは、これだけで相当な議論をしなければならない。全

般的に見て、これぐらいの現状の認識・分析では、課題を抽出するには物足りないというご意見が強いのか、このぐらいでいいのか。

事務局：一旦こういう形で積み上げさせていただいて、また議論の中でご意見があればお願いしたい。

会長：この後もその都度ご意見いただければ、検討して修正の対象にする場合も当然あると思う。現時点ではだいたいこういう現状認識でいくことにしたい。そもそも認識が全くずれているということがあれば検討が必要である。「問題」と「課題」の言葉の使い方で言うと、それぞれの項目の最後に【主な課題】とあるが、言葉の使い方は「解決すべき問題」「解決が求められている問題」が正しい表現だと思う。

委員：障がい者の関係で、学校現場では特別支援が必要な子どもに対しては、支援学校、特別支援学級、通常学級で個別支援を受ける等、選択肢として色々な方法がある。選択肢としてふさわしい教育を判断してお勧めする。両親がそれを望まれる場合もあれば、両親ではなく祖父母が反対される事例もある。差別意識という部分がなかなか難しいということが1点ある。一番の加害者が家族であるという場合もある。子どもの実態を直視できずに対面や体裁を気にして、子どもを阻害するような選択をせざるを得ない家庭もある。その反対を押し切れない両親に何回も直面してきている。そういう意味では、障がい者の差別は非常に根強いものがあると思っている。客観的なデータはないと思うが、実態としてそういうことがあるということをごどこかに書き込めないか。

事務局：例えば13ページの【主な課題】の1点目「障がいのある人に対する理解や配慮が十分でなく、自立と社会参加が阻まれている」とあるが、ここに入っていると思っている。自立と社会参加を阻害しているのは誰なのかというところだと思う。児童福祉法で子どもを育てる義務は基本的に保護者にあると言っている。一方で子どもの権利とのバランス感や考え方が難しい。人権を推進していく上で、子どもの権利をしっかり押さえていくことが大事だと思う。再度課題整理の中で検証させていただき、次の施策に繋げるようにしたい。特別支援に関しては、色々な議論があると思う。もちろん障がいの程度によっても違ってくると思うが、すべからず別の教科カリキュラムで学ぶことがいい場合もあるだろうし、一方で同じクラスの中で色々な友達と一緒に学んで欲しいという家族の考え方も可能な限り対応していくように今後変わっていくと思う。個々の事例を存じ上げないが、家族の中に差別があるということは書きづらいと思っている。

委員：差別という言葉がふさわしいのかどうかは分からないが、当然インクルーシブ教育の中で包括的にというのもあるし、色々なところで世間体意識は障がい者の中にもあるし、当然女性の中にも子どもの中にもある。障がい者のことだけに関わって、世間体意識を取り上げたいわけではない。

委員：ここに書いてある障がいの枠が、あまりにも大きすぎる。色々な障がいがある。両親、祖父母も含めて、目に見えないだけに障がいを理解することがなかなか行き届いていない。目に見えない部分も課題にさせていただければと思う。

委員：目に見えない差別が、家族であったり先生であったりということも聞く。些細なことかもしれないが、中学校の美術の授業で先生が「この絵は悪い絵ですよ」と言った。それは人権問題ではないかと感じることがある。たまたま中学校に行くと、部活を指導している先生の声があまりにも大きくて驚いたこともあった。

事務局：まさしく今の意見のところだが、子どもの人権についてはそういった暴言等の意識が低いことも課題だと思っている。気付きにくい障がいへの理解促進についても、施策の1つに入れている。次に繋がる話になるかと思うが、そういう視点で次の資料4もご覧いただき、次回の協議をお願いできればと思う。

会長：こういう現状の認識に基づいて、次回具体的にどういう取組をしていくのかを議論していただきたい。ひとまずそれぞれの課題としてどういうものがあるのか、本日の資料3をベースに今後の議論を進めていくということによろしいか。

3. その他

(1) 次回審議会の開催時期について

次回審議会開催 10月6日(木) 13:30~15:30

4. 閉会あいさつ 西村副会長